

第1回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
議事要旨

日時：2010（平成22）年6月4日（金）13:15～15:00

場所：永田町ビル4階会議室（東京都千代田区永田町）

議事要旨：

- （1）事業の概要と合法木材普及推進委員会の運営について
- （2）平成21年度合法性等の証明された木材の普及促進事業の実施結果について

事務局より、資料に基づき事業概要、委員会の運営、昨年度の事業実施結果概要の説明があった。

- （3）平成22年度違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業の進め方について

事務局より、資料にもとづき概要の説明があった。その後、林業経済研究所より、システムモニタリングについて、また FoE Japan より、輸入材の調査、普及拠点キャンペーンについてそれぞれ実施内容についての説明があった。

[主な意見と質疑]

製品に合法木材のマークをつけることは反対である。紙については、現在でも全量合法であり、さらにマークをつけることはなじまない。また、紙は流通経路が複雑であり、紙製品一つ一つに貼付するのはコストの面からも非現実的である。マークが付いた製品とついていない製品が同時に出回ると、ついていないものは違法なのかという誤解を生む。さらに、マークが間違っ使用されたとき、その責任は第一義的には使ったものにあるのは当然だが、この委員会にも責任がかかってくるのではないか。特に外国の企業がマークをつけようとした場合、そのチェック・管理はきわめて困難である。検討すること自体を否定するものではないが、きわめて慎重な取り扱いが必要であり、現時点では製品にはマークをつけるべきでないと考える。

総括報告書を見ると、合法木材の取り扱いについて適切でないものがかかりあるような印象を受ける。適切に扱われていない木材はおもにどのようなものが最終製品として出てくるのか。

（事務局）国産材については、合法性にはほとんど問題ない。合法性を証明する書類がきちんと整っていないというのが適切でないものの大部分であると思われる。取り扱いが不適切なものは、文書の管理が良くできていないというのが主であるようだ。

食品では、保管の管理が重要でそこが信頼性を問われるところでもある。木

材の場合も分別管理が不十分ということになると、消費者としても問題がある
と考え、使うのに躊躇することになる。

証明書はきちんとそろえて欲しい。今年度の事業では、もっとそういった動
きを強化し、モニタリングの結果をフィードバックしていくことも必要と考
える。そのような仕組みが信頼性の向上にも貢献するのではないか。

そういった情報がオープンになることが必要である。

今回成立した公共建築物への木材利用推進の法律は、県産材証明が主流とな
っているが、県産材証明と合法性の証明をうまく組み合わせると良い。
我々は、健康に良くて省エネになる住宅をすすめている。消費者の関心は、
木材の持つ断熱、調湿などの性能を重要視している。そういった点に比べると、
合法かどうかは残念ながらそれほど関心はない。

全て合法ということになれば、マークをつける必要もなくなる。究極的には
それを目指すということ。

マークを製品につけることについては、我々も現時点では反対である。何か
あった時に誰がどういう責任を取るのかが明確でない。景品表示法や ISO14020
台など関連法制度等も考慮する必要がある。

モニタリング調査の結果をどのように今後に反映させるかが重要。また、今
までも課題とされてきたが合法木材の定義や、県産材、森林認証材などいろ
んな言葉、認証制度があり、どう整理したらよいかも難しい課題である。

「マークについて検討する」というのは、「マークを製品につけることにつ
いての課題の抽出」という意味が妥当ではないか。

座長：今までの意見を考慮したうえで、配布資料に示された進め方に沿って事
業を実施していくことで了承したい。

(4) その他

事務局からは特になし

[主な意見と質疑]

昨年 3 月に違法伐採総合対策推進協議会から林野庁に出された「木材・木材
製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言」について、林野庁内部で
は、どのように検討されたのか教えていただきたい。

(林野庁)今年度の事業でも提言で指摘された信頼性の向上を重点項目とし
たところである。先月、公共建築物に対する木材利用促進のための法律がで
きたことで環境省にも働きかけをしている。提言でも指摘された、言葉の定
義については、「森林・林業再生プラン」の取りまとめの過程で合法証明の
スタートとなる森林施業計画等の改正案が出てくれば、それにあわせて検討
をしていきたい。(了)